

令和 8 年 5 月 12 日、新津労働基準監督署長室にて、建設事業全工期無災害表彰の伝達式を執り行いました。

今回の表彰は、当署の遠藤利広署長より、株式会社水倉組が施工した「撤 4 第 101 号 月潟他取水施設撤去工事」に対して贈られたものです。

同工事は、令和 4 年 9 月 27 日の着工から令和 8 年 3 月 13 日の完工まで、延べ 5,116 人の労働者が従事しました。狭小な現場環境という課題に対し、ドローンによる空撮画像を活用した毎朝礼時の状況説明、カメラによる常時現場管理、河川状況の確認、さらには本社による定期パトロールなど、積極的な安全衛生管理活動を展開しました。全工期を通じて無災害での完工を達成したため、「建設事業無災害表彰内規」に基づき表彰いたしました。

新津労働基準監督署では、今後も安全衛生管理活動が活発な事業場を表彰していく予定です。事業者の皆様におかれましては、労使協同のもと、事業場における安全衛生活動のさらなる推進にご協力をお願いいたします。



表彰式の様子

建設事業無災害表彰内規（抜粋） 平成 11 年 9 月 1 日 労働省 基発第 519 号改正

（目的）

第 1 条 この内規は、建設業における自主的安全活動を促進し、建設事業における労働災害を防止することを目的とする。

（適用範囲）

第 2 条 この内規は、事業の期間（以下「工期」という。）が予定される事業であって、労働基準法別表第 1 第 3 号に該当するもののうち、労働者災害補償保険の保険料（概算又は確定）の額が 160 万円以上のものに適用する。

（表彰状授与）

第 3 条 労働省労働基準局長は、前条に示す事業であって、全工期を通じ、業務上の災害（出張等で一般公衆の用に供せられる交通機関を利用中に発生したものを除く。）が発生しなかった事業場に様式第 1 号による表彰状を授与する。

前項の災害は、死亡災害、休業災害又はこれらの災害以外の災害であって労働基準法施行規則別表第 2 身体障害等級票に掲げる身体障害を伴うものとする。